

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程 新旧対照表 (2024. 4. 1)

改 正	現 行
<p>(主任技術者の選任等)</p> <p>第 10 条 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、次条第 1 項各号に掲げる職務をさせるため、第 3 条第 1 項の指定を受けた日から 2 週間以内に免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。</p> <p>2 指定給水装置工事事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 2 週間以内に新たに主任技術者を選任しなければならない。</p>	<p>(主任技術者の選任等)</p> <p>第 10 条 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、次条第 1 項各号に掲げる職務をさせるため、第 3 条第 1 項の指定を受けた日から 2 週間以内に免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。</p> <p>2 指定給水装置工事事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 2 週間以内に新たに主任技術者を選任しなければならない。</p>
<p><u>3 指定給水装置工事事業者は、前 2 項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないことを確認しなければならない。</u></p>	<p><u>3 指定給水装置工事事業者は、前 2 項の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が、同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。</u></p>